

福山市営渡船建造業務基本計画書

	項 目	内 容	備 考
--	-----	-----	-----

1 一般

1.1	総則	・ 燃費性能の向上及び維持管理費の軽減に対する工夫を行うこと ・ 安全性、復原性能、良好な推進性能、耐航性能、操縦性能を具備し、必要な諸設備を完備すること	
1.2	就航する航路	鞆地区東西交通・交流拠点～仙酔島航路	
1.3	運航条件	強風時や潮流の速い大潮等の状況でも、航行及び棧橋への離着棧ができること。	運航事業者の運航管理規定に準ずること。
1.4	資格	J C I（第二種船）	
1.5	航行区域	平水区域（5 海里未満）	
1.6	適用法規	・ 船舶法、船舶安全法、船員法をはじめとする関係法令（本船及び本航路に適用される国内海事関係法規を含む） ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	起工時までに関係法規が改正又は新たに公布された場合は、これを適用すること。
1.7	船舶の種類	旅客船	
1.8	船型	・ 単胴船 ・ 全通一層甲板船、船尾機関型	十分な復原性と推進性能を有し、良好な操縦性及び安全性に優れた船型とする。
1.9	総トン数	19 トン	

2 船体

2.1	船体の材質	・ 就航する航路に適したものとすること ・ 将来の維持管理費を抑えられるものとすること	・ 小型船舶安全規則に適合した材料とする ・ 十分な強度を有し、特に振動防止に留意する
2.2	主要寸法	就航する航路の各港に係船できる規格とすること。	
2.3	旅客定員	81 人以上	
2.4	乗組定員	2 人	
2.5	航海速力	9.7 ノット以上	現行の旅客船「平成いろは丸」と同等速力とする。
2.6	タンク容積	燃料油タンク：約 3.00 立方メートル 清水タンク：約 0.35 立方メートル 汚物タンク：約 0.25 立方メートル	航行距離に合わせて必要な容積を設ける。
2.7	乗降口	・ 船首に乗降用のスロープを取り付けること ・ 安全に乗降できる長さを確保すること	・ スロープの開閉操作がスムーズにできること ・ バリアフリーに配慮する

2.8	旅客室	以下の設備を設けること。 ・客室内及び遊歩甲板に椅子席 ・バリアフリー用椅子席 ・車椅子固定装置 ・バリアフリー斜路（スロープ） ・旅客用手すり ・触知図案内板 ・運航情報モニター ・換気扇 ・天井灯、予備灯 ・展望甲板	・バリアフリー席 25 人につき 1 人分 ・車椅子スペース 100 人につき 1 か所
2.9	操舵室	・航海計器を設置するスペースを設けること ・操縦士用の椅子を 1 つ設置すること ・天井灯を設置すること ・死角のない十分な視界を確保すること	
2.10	バリアフリー機能	適用法規及び国土交通省策定の「旅客船バリアフリーガイドライン」に従い、設けること。	発注者にて交通エコロジー・モビリティ財団の海上交通バリアフリー施設整備助成制度を活用するため、募集要項等を精読しておく。
2.11	係留・係船設備	就航する航路の各港の係船設備を考慮し、備えること。	防舷装置を船首外板に設置する。
2.12	塗装	・本航路に適した塗装を行うこと ・塗装面は滑らかに仕上げること	
2.13	救命・消防設備	適用法規に従い、設置すること。	
2.14	その他	引渡し時、航海に必要な一般備品や特殊工具を備えること。	

3 機関部

3.1	主機の種類	・本航路に必要な速力を確保したうえで、燃費を抑えることができるもの ・内航一般旅客船への搭載実績があり、かつ汎用性の高い部品により修繕可能で、不具合が生じた場合、迅速に対応できる主機関を選定すること	出力は船型・航海速力に基づき、造船所にて選定する。
3.2	使用燃料油	A 重油	A 重油とバイオの混合油にも対応できること。
3.3	配管	管材、弁、コック等は J I S 製品及びこれに準ずるものを使用すること。	
3.4	補機器類	ビルジポンプ 1 台	19 トン旅客船に支障のないも

		廃油ポンプ 1 台 操舵機用油圧ポンプ 1 台 スラスタ用油圧ポンプ 1 台 燃料油水分離器 1 台 海水コシ器 1 台 マッセレーターポンプ 1 台 など	の。
3.5	機関室	・安全に作業できるよう、椅子、手摺、棚を設置すること ・主機関横や空所には足場を設置すること	

4 電気部

4.1	配線	・動力装置：DC24V ・照明電灯装置：DC24V ・通信及び航海計器装置：DC24V ・予備コンセント（操舵室）：DC24V	全ての電線は、金属製帯金または押さえバンドで固定する。
4.2	発電機	船内の電力を確保できる蓄電池及び発電機を設置すること。	
4.3	航海計器	以下の設備を設置すること。 ・船用時計 1 台 ・操舵コンパス 1 台 ・レーダー反射器 1 台 ・船外信号装置 1 組 ・ワイパー 1 台 ・主機遠隔操縦装置 1 式	航路に合わせて必要な航海計器を設置する。
4.4	航海灯	以下の航海灯を設けること。 ・マスト灯 1 台 第2種、小型船舶用 ・舷灯 1 対 第2種、小型船舶用 ・船尾灯 1 台 第2種、小型船舶用 ・停泊灯 1 台 第1種、小型船舶用 ・紅灯 2 台 第1種、小型船舶用	
4.5	照明	・省エネルギーに配慮すること ・法定灯具については、予備電球を備えること	

5 その他

- (1) 照明器具は省エネルギーに配慮し、LEDタイプ等の使用を考慮すること。
- (2) 航海灯は明るさに留意すること。
- (3) 燃料消費量の軽減等、省エネルギー化・大気汚染の抑制に対応した船型・主機とすること。
- (4) 汎用性の高い部品を使用し、将来の修繕費抑制を図ること。
- (5) 本書に明記しないものでも、通常この種の船舶に備えるもの及び管海官庁により要求されるものは完備す

ること。

(6) 新船の保証期間は、引渡しの日から 1 年間とすること。

(7) 引渡しに際しては、本船の乗組員に必要な機器類等の取扱い説明を行うこと。